

令和5年度「自死遺族・自殺予防こころの相談電話～きょう こころ ほっとでんわ～」  
業務提案募集要項

1 委託業務の名称

令和5年度「自死遺族・自殺予防こころの相談電話～きょう こころ ほっとでんわ～」業務

2 委託期間

令和5年4月1日から令和6年3月31日まで  
ただし、京都市が直営で実施する平日3時間は除く

3 委託内容

別添仕様書のとおり

4 受託候補者に求められる資格（応募資格要件）

受託候補者は、次の要件の全てを満たしているものとします。

- (1) 京都市競争入札参加有資格者名簿に登録している者であること。又は、京都市競争入札等取扱要綱第2条第1項各号に掲げる資格を有すると認められる者。  
ただし、京都市競争入札等取扱要綱第2条第1項各号に掲げる資格を有すると認められる者が事業受託者に決定した場合は、契約締結時に京都市暴力団排除条例施行規則第7条の規定に基づく誓約書を提出していただきます。
- (2) 自らが提案した企画内容を自らが遂行するのに必要な運営基盤を有し、かつ資金等について十分な管理能力を有していること。
- (3) 個人情報の取り扱いについて適切な保護措置を講じており、プライバシーマークを取得し、現在も保持していること。

5 参加手続等

参加を希望する場合、次のとおり提出してください。

(1) 提出書類等

ア 応募者共通

- (ア) 参加表明書（様式1）【1部】
- (イ) 企画提案者の概要がわかる書類（パンフレット等）【2部】
- (ウ) 企画提案書（任意様式）【9部】

本業務の実施体制等仕様書の内容に沿って簡潔にまとめてください。

- (エ) 過去5年間（平成30年度～令和4年度）の同種又は類似業務での受注実績（様式2）【1部】

(オ) 見積書及び経費内訳書（任意様式）【9部】

【見積書については原本1部及び複写8部】

イ 京都市競争入札参加有資格者名簿に登録されていない場合  
アに掲げる書類に加えて、次の書類を提出してください。

(ア) 納税証明書（国税及び京都市税）1部

※ 申請日前3箇月以内発行のもの

(イ) 調査同意書（水道料金・下水道使用料）1部

※ ホームページから様式をダウンロードしてください。

<https://www2.city.kyoto.lg.jp/rizai/chodo/sanka/wto30/pdf/kyou05.pdf>

(2) 提出期限

令和5年2月17日（金）午後5時まで（郵送の場合は、左記期限必着）

(3) 提出場所及び提出方法

京都市こころの健康増進センター相談援助課まで持参又は郵送してください。

## 6 受託候補者の選定方法及び結果の通知について

(1) 選定方法

受託候補者選定委員会（保健福祉局障害保健福祉推進室・こころの健康増進センターで構成）において、提出書類を基に審査を行い、最も高い評価を得た提案を行った者を受託候補者として選定します。

業務受託候補者としては一業者のみを選定します。

また、応募者が一業者のみであってもプロポーザルは成立し、その場合は当該者について審査し、受託候補者として適当と認めた場合は受託候補者に選定します。

(2) 評価基準

別添令和5年度「自死遺族・自殺予防こころの相談電話～きょうこころほっとでんわ～」業務提案における評価基準参照

(3) 選定結果の通知

選定結果については、提案者へ電子メールにより2月28日（火）までに通知するとともに、書面にて通知し、本市ホームページにて、選定結果と参加事業者及び評価点を公開します。

## 7 契約手続

選定された受託候補者は、提出書類に基づき、具体的事業内容を本市と協議するものとし、京都市と受託候補者との間で具体的事業内容契約金について合意に達した場合に限り、委託契約を行うものとします。

協議が整わなかったときは、次に高い評価を獲得したものから順に、受託候補者として契約締結の協議を行います。

## 8 委託料上限額

23,700,000円（消費税および地方消費税相当額を含む。）

## 9 委託料の支払いについて

委託料は原則として、業務完了後、京都市の検査により経費額を確定したのちに支払います。ただし、受託者の財務状況等により、上半期と下半期に分割して支払う場合があります。

## 10 留意事項

- (1) すべての提出書類の作成及び提出に関する費用は、提出者の負担とします。
- (2) 公募手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。
- (3) 提出書類等の返却は行いません。
- (4) 提出期限以降における提出書類の差替え及び再提出は受け付けません。
- (5) 提出された書類に虚偽又は不正があった場合は失格とします。
- (6) 提出書類は、公文書公開請求があった場合、公開することがあります。
- (7) 今回の公募は、令和5年度事業の準備行為として実施するものです。今後、本事業に係る予算が成立しなかった場合は、事業を中止することがあります。この場合、本件調達のために行った準備行為等に係る費用が既に発生していても、応募者は、その費用を京都市に請求することはできません。
- (8) 京都市が示した契約上限額を上回る価格で見積書を提出したときは、失格とする。

### 【問合せ先】

京都市こころの健康増進センター

相談援助課 担当：善波 湯浅

〒604-8854 京都市中京区壬生仙念町30

電話：075-314-0355 F A X：075-314-0504